



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

マルチ商法の仕組みで出資勧誘に関わった者らの損害賠償責任が認められた事例

イギリスのブックメーカーに出資しあるいは賭けを行って利益を上げられるとするマルチ商法の仕組みで出資勧誘を受けて出資したXらが、勧誘した者、上位者、動画をSNSに配信した者らに対して損害賠償請求をした事案について、一審判決が、勧誘した者、動画を配信した者、勧誘した者の上位者に責任を認めたものの、組織図上の上位者というだけでは勧誘した者の上位者という関係にあるとは限らないとして責任を否定したところ、一審判決を変更してその責任を認めた事例（東京高等裁判所令和5年5月17日判決、LEX/DB）

控訴人 1 名・被控訴人 23 名（一審原告）：X ら 24 名（消費者）
控訴人 5 名・控訴人兼被控訴人 2 名・被控訴人 2 名（一審被告）
：Y ら 9 名（勧誘した者、上位者、動画を配信した者ら）

事案の概要

1 D9商法の概要

D9商法（以下、本件商法）とは、ブラジル法人であるというD9Club（以下、D9）がイギリスの著名なブックメーカーに出資したり賭けを行ったりして莫大な利益を上げるなどという、マルチ商法の仕組みでD9への出資を募るというものである。出資者には、概ね26万6,000円に対して毎週170米ドル（当時の為替レートで週利約8%）の配当のほか、各種の紹介ボーナスが支払われるとされていた。

X 1 からX 44は、Y 1 からY 33に対し、各々を直接勧誘した者、その上位者、勧誘に係る動画をSNSなどで配信した者、この商法への登録事務手続を担当した者、出資金の送金先となった者らに対し、損害賠償請求をした。

2 原判決（参考判例①）の概要

(1) 本件商法について

本件商法は週利約8%の収益を恒常的に上げ続ける必要があるものであり、マルチ商法の仕

組みを用いていることから加入者が次々と増大していくことが予定されているところ、このような配当を超える極めて高率の利益を投資によって恒常的に得るといようなことは通常困難であり、特段の事情がない限り、本件商法が出資者に対してそのような配当を支払い続けることは不可能であったと認めるのが相当であるとしたうえ、利益を上げることができるとのYらの主張に対しては「運用の仕組みの詳細が明らかにされない以上、特段の事情は認められない」とした。

(2) 勧誘者等の責任について

本件商法への出資に向けて勧誘する者は、勧誘を受けた相手方を大きな危険のある商法に巻き込もうとするものであるから、勧誘する相手方の利益保護のために、信義則上、本件商法の安全性や出資する資金保全の確実性に関する裏づけとなる合理的な根拠を調査する注意義務を負うとして、その義務を怠った勧誘者の不法行為責任を認めた。

また、勧誘する内容の動画をSNSなどで配信



した者については「当該勧誘者が直接的に対面して勧誘していなくとも、その言動が閲覧者の投資判断に影響を与え、投資意欲を喚起する点で何ら異ならない」として同様の注意義務を認めた。

(3) 上位者の責任について

ア. グループ上位者の責任

本件商法がマルチ商法の仕組みを用いていることなどから、「上位者は連鎖的に出資者が拡大していくという本件商法の性格を認識していたといえるから、自らが直接の下位者を勧誘した時点で、当該下位者及びその更に下位者を通じて出資者が拡大していくことを予見することができたといえる。すなわち、上位者は、直接の下位者を勧誘して、当該下位者に本件商法の勧誘のノウハウを与えることにより、その時点では未だ勧誘を受けていない潜在的な出資者をも危険に直面させたといえることができる」「したがって、このような上位者は、下位者の勧誘によって本件商法に出資する意思を有するに至った第三者が危険な取引を行って損害を被らないよう、本件商法の安全性について十分な調査、検討を尽くし、本件商法が安全なものと確認することができない場合には、自ら勧誘行為をしないとともに、下位者による勧誘行為をやめさせるなどの適切な措置を執る義務を負っているといえるべきである」「したがって、上位者が上記義務を尽くさなかった結果、下位者に勧誘された第三者が本件商法に出資した場合には、上位者の直接の下位者に対する勧誘行為と第三者が出資したことにより生じた損害との間に相当因果関係が認められ、上位者は、当該第三者に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負うといえるべきである」などとして責任を認めた。

イ. 他のグループの上位者の責任

ただし、「組織図の上では当該第三者の上位者になっていたとしても、投資を決めた第三者が誰の下位者となるかを自由に選べるため、組織図上の上位者が勧誘した下位者及びこれに続く

下位者によって勧誘された者であるとは限らないことが認められる。したがって、単に組織図上の上位者というだけでは、実際にも上位者であることが当然には認められないといえるべきである」として、勧誘による連鎖で実際に連なっている上位者でない場合の責任は否定した。

(4) その他の関与者について

本件商法への登録事務手続きを担当した者、出資金の送金先となった者の責任については、Xらが投資判断を行った後に関与したに過ぎず、判断過程に影響を与えていないとして不法行為責任を否定した。

(5) 過失相殺について

Yらの本件商法についての調査・検討を十分に行わないまま第三者を巻き込んだ過失は、Xらの過失と同質のものであり、同質の過失の競合によって生じた損害であるから過失相殺として考慮するのが衡平に合致するとして、50%の過失相殺を認めた。

3 控訴審

原判決に対して、Xらのうち1名、Yらのうち7名が控訴した。本判決は、基本的には原判決の判断を支持し、上位者の責任について原判決が否定した争点(上記2(3)イの部分)については、原判決を変更して責任を肯定している。以下、この点を取り上げる。

理由

本判決は、上位者、動画を投稿・配信した者らの責任について、次のような考え方に基づいて認めている。

本件商法は経済的合理性に反し早晩破綻し、いずれかの時点以降の出資者に不可避免的に損害を与えるものであるとの疑念を抱くのに十分な事情があった。「そうであるにもかかわらず、本件商法についてその利点のみを強調する、又はD9への出資に肯定的な評価を述べるなどして、客観的にみた場合にD9へ出資するとの意思形成に影響を与える程度の働き掛け(以下、本件働



き掛け)をすることは、本件働き掛けを受けた者に対して本件商法に出資する動機を形成させ、自ら予期した投資としてのリスクに見合わない財産的損害を生じさせる危険性を高めることになるのであるから、本件商法の仕組みをその宣伝内容の程度まで理解している者は、主観的には本件働き掛けを受けた者に出資をさせる積極的な意図まではなかったとしても、客観的にみて本件働き掛けと評価されるような行為を行っている以上、当該行為者において、本件働き掛けを受けた者の本件商法に対する出捐^{しゅつえん}の意思形成に影響を与えているものと認識し、又は少なくとも同影響を与えていることを認識し得たといえることができる。そして、本件商法の仕組みを踏まえると「本件働き掛けを行った者は、そもそも他者に対して本件働き掛けと評価されるような行為をしてはならない注意義務を負っているというべきであるし、本件働き掛けをしたと評価される行為を行った者は、少なくとも本件注意義務に反した過失があるから、本件商法の破綻によって本件働き掛けを受け出捐した者に生じた損害を賠償する責任を負うものと解するのが相当である」。

次に、上位者が直接勧誘行為を行ったとは限らないとして原判決が責任を否定した点については、次のような考え方から責任を認めた。

初めてD9への働き掛けを受けた者は勧誘者よりも情報に乏しいのであるから、勧誘者とまったく無関係のものを自発的に上位者を選ぶということは通常考えられず、勧誘者の指示によって上位者を決めるという実態にあるものと合理的に推認することができる。また、勧誘者が誰かを上位者に指名するときは、勧誘者側にそれによる利益があるからそのような指名をするものと考えられるところ、下位者が増えるだけ紹介報酬が増えていくマルチ・レベル・マーケティング(以下、MLM)の仕組みの下では、勧誘の連鎖をたどる上位者を上位者として指名させるのが通常であると合理的に推認することがで

きる。そして、上位者は具体的にどのような経緯で自らの下位者に位置づけられたかまでは把握していないとしても、第三者が自由に上位者を指名することができ、組織図上の下位者が形成され増大していくことによって紹介報酬が増加していくという仕組みを認識・受容して本件商法に参加している以上、勧誘者の働き掛けによって下位者が位置づけられること、さらにその下位者以下のものが働き掛けの連鎖により本件商法に投資し、損害が発生し得ることを認識すべきであったといえる。

なお、本判決のその他の論点(登録事務手続を行った者等の責任、過失相殺等)についての判断は、原判決と同じである。

解説

D9商法は、形式的にみれば、投資話を商材とする商法で、それを連鎖販売取引の手法で拡散するものであることから、投資型マルチあるいはモノなしマルチということになる。このような商法の被害救済をする場合、実務的には不法行為に基づく損害賠償によっている。被害の現実的な救済のため、主宰者や直接の勧誘者だけではなく、勧誘者の上位者らを含めて幅広く関与者の責任追及が検討されている。

違法性としては、当該商法は投資取引を装っているがその実質はなく、法的に許容できるものではないとして、勧誘する者や関与者の注意義務を問題にするところがポイントとなる。そのため、連鎖販売取引の要件に該当するかどうかという点は直接の争点とはならない(連鎖販売取引以前の問題として、商法自体が違法であるということである)。この場合、運用実態がないという事実を証拠に基づいて証明することは、刑事事件の記録が入手できる等の事例は別として、通常は困難である。そこで、当該商法が投資取引の実質を備えたものか、それとも投資まがいの取引であるかなどの基準で判断する考え方が示されている。例えば、**参考判例②**は、FX



の自動売買システムによるマルチ型投資ファンド取引への出資の勧誘事案であるが、運用益が継続的に月3%ないし5%になるということ自体、経済的合理性に反するとしており、この考え方を踏まえた主張がとられている。

以上の考え方を前提として、勧誘者、上位者、その他関与者らの責任を追及している。そして、販売元や運用元は所在が不明であるとか、実在そのものが不明である場合もあるので、把握できる範囲で幅広く訴える方針がとられている。

そして、勧誘する者に、取引の安全性について調査すべき義務があるという注意義務を主張している。そうした注意義務の肯定例として、前記の**参考判例②**や**参考判例③**(アービトラージ*を利用した運用により元本は保証されて恒常的に利益を上げられるなどの出資勧誘事案)などがある。

一般的に言えば、直接の勧誘者よりも被害者との関係が間接的になればなるほど、責任の根拠づけが問題になってくる。本判決は、勧誘ではなく「働き掛け」という概念を用いて判断している。勧誘の概念は一義的ではないが消費者契約法の場合は**参考判例④**があり、不特定多数の消費者に向けた働き掛けであっても個別の消費者の意思形成に直接影響を与えることもあり得るとして、一律に消費者契約法12条1項・2項の勧誘に当たらないとすることはできないとされた。本判決は、この意味での勧誘(消費者の意思形成に直接影響を与えるもの)より広い概念として「客観的にみた場合にD9へ出資するとの意思形成に影響を与える程度の働き掛け」をする場合の注意義務を問題にしていると解される(Xらは勧誘があったと主張しているが、本判決は「Xらは本件働き掛けを含めて『勧誘』と主張しているものと解される」と判示している)。そして、一審判決の上位者の責任を否定した部分を変更している。

マルチのシステムは多様であるが、本件はバイナリー方式に関する事案である。バイナリー

方式では、1人が2人ずつ下位に配置する。この結果、2の累乗のピラミッド型に拡散していくが、新たな参加者をどの位置に配置するかについて、参加者が決定する場合には勧誘した者とは無関係の位置に配置されることが起こり得ることになる。一審判決はこれを理由に、単に組織図上の上位者というだけでは責任を認めていない。これに対して本判決は、まったく無関係の者を自発的に上位者を選ぶことは通常考えられず、勧誘者やその関係者の指示によるものと合理的に推認できるなどとしたうえで、勧誘者の働き掛けによって下位者が位置づけられること、さらにその下位者以下のものが「働き掛けの連鎖により」本件商法に投資し、損害が発生し得ることを認識すべきであったとして、責任を認めたものである。損害賠償請求するに際して、誰が誰の上位者であるとか、誰が誰を勧誘したかなどを調査すること自体困難であることが多い。本判決は、勧誘者側に報酬が増えるMLMの仕組みなどから、上記のとおり合理的に推認できるとしたもので、被害救済の実務的な面からみて意義は大きい。

以上、本判決は、マルチ商法の仕組みを利用した投資勧誘事案で、直接勧誘した者ではない上位者の責任を認めた重要な先例である。なお、類似の事案として**参考判例⑤**があり、上位者の責任が認められている。

参考判例

- ①東京地方裁判所令和3年11月26日判決 (LEX/DB33931)
- ②東京高等裁判所平成26年7月11日判決 (判時2240号62ページ)
- ③東京高等裁判所令和3年7月19日判決 (先物取引裁判例集84巻287ページ)
- ④最高裁判所平成29年1月24日判決 (民集71巻1号1ページ)
- ⑤東京地方裁判所令和5年1月11日判決 (LEX/DB25597246)

* 価格差を利用して利益を上げる取引(裁定取引)